

商品 CFD 取引説明書

「インターネット取引コース」

平成 22 年 3 月

あい証券株式会社

本説明書は、弊社が取扱う商品 CFD 取引について、お客様と弊社との間の取り決めに関するものです。取引を開始するにあたっては、本「商品CFD取引説明書「インターネット取引コース」」及び「CFD取引約款」の内容を熟読していただき、ご理解ください。

本取引は、取引対象商品の価格変動により損失が生ずることがあります。又、多額の利益が得られる可能性がある反面、多額の損失を被る危険の伴う取引です。従って取引を開始されるにあたり、「本説明書」及び「CFD取引約款」等の内容を熟読いただき、その仕組みやリスクについて、十分ご理解の上、ご自身の財産の状況、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合のみ、ご自身の責任において行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

商品 CFD 取引に関する重要事項について	P2
商品 CFD 取引のリスクについて	P3
1. 財産の管理方法について	P5
2. お取引の概要	P6
3. お取引の手続きについて	P9
商品 CFD 取引等に関する弊社における禁止行為	P10
その他	P11
弊社の概要について	P11
商品 CFD 取引に関する主要用語	P12

商品 CFD 取引に関する重要事項について

あい証券株式会社(以下「弊社」といいます。)が取扱う商品CFD取引「インターネット取引コース」(以下「本取引」といいます。)は、商品先物取引所のような取引所を介さず、弊社とお客様が相対(OTC = 店頭)取引を行う店頭デリバティブ(派生商品)取引となります。従ってお客様には次の各事項の内容をよくお読みいただき、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- 本取引は、取扱商品の価格変動等により損失が発生する可能性のある取引です。又、本取引の中で、スポット商品CFD取引に関しては、決済が行われない限り金利(日歩)の受払いが発生しますが、金利環境の変化等により、金利(日歩)が受取れない場合、あるいは支払いが発生する場合があります。本取引は、お客様が弊社に預託する証拠金の額に比べ大きな額の取引が可能ですが、その損失の額が預託された証拠金の額を上回るおそれがあります。
- 弊社が提示する取引レート(Bid(お客様の売りレート)とAsk(お客様の買いレート)には、価格差(スプレッド)があります。スプレッドは相場状況の急変などにより拡大することがあり、意図した取引ができない可能性もあります。
- 弊社は、本取引のリスク管理に必要と判断した場合、証拠金額の引き上げ等の措置を講じる可能性があります。
- 本取引は、弊社とおお客様との相対取引となりますが、これらの取引は次の金融機関をカバー取引相手先として弊社においてヘッジされます。
シティ・クレジット・インベストメント・バンク・リミテッド
(英文名: City Credit Investment Bank Limited)
(投資銀行業務、監督当局: Labuan Offshore Financial Service Authority (LOFSA))
- お客様からお預かりした証拠金は、三井住友銀行、みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、りそな銀行、楽天銀行若しくはゆうちょ銀行への預金、又は、三井住友銀行への金銭信託により弊社固有の財産と区分して管理しています。
- 弊社は上記により、「証拠金口」と名称を付した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する、において弊社の定める信託保全されるべき金額を信託する等お客様からお預かりした証拠金の保全に注力していますが、弊社、上記証拠金預け先及びカバー取引相手先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が返還されない可能性がある等、お取引が損失を被る危険の全てを保護するものではありません。
- 本取引に対する手数料は、無料です。但し、お客様の事情により電話注文をした場合、1ロットあたり別途1,000円の電話注文手数料がかかります。(詳しくは、「2. お取引の概要」の(4)、(6)をご参照ください。)
- お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること(クーリングオフ)はできません。

商品 CFD 取引のリスクについて

【商品CFD価格の変動によるリスク】

本取引は、海外の取引所に上場している商品先物価格及びスポット商品価格等を指標とし、その指標を参照して、弊社が提示する商品CFD価格にて取引を行うものです。商品CFD価格の変動によりお客様は損失を被るリスクがあります。又、本取引はレバレッジ効果により、取引証拠金に比べ実際のお取引金額が大きくなる場合があります。その場合、お客様の被る損失額が預託された証拠金の額を上回る可能性があります。本取引は、お客様の預託された証拠金の元本及びその利益を保証する取引ではありません。

【外国為替リスク】

本取引の計算上の差金は外貨で計算された後、その外貨額を弊社の定める為替レートで円貨額に交換します。従ってその時の為替相場の状況によっては、予想された円貨額とはならない場合があります。

【流動性リスク】

原資産の急激な流動性の低下により、本取引の流動性も低下することがあり、新規注文及び決済注文等を執行することができない可能性があります。天災地変、戦争、テロ、政治又は金融情勢等の変化や、外国政府や取引所の規制等で取引停止措置があり、本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できないことがあります。又、流動性の低下に伴い、弊社の提示する商品CFD価格のспредが広がる可能性があります。

【信用リスク】

弊社が本取引に関して取引を行う金融機関及びカバー取引相手先の信用低下が発生した場合、お客様に損失が生じる場合があります。

1. 本取引では、お客様の取引証拠金を弊社固有の財産とは区分し、三井住友銀行の金銭信託口座(以下「信託口座」といいます。)で管理しています。取引証拠金が信託口座に入金されるまでの間は、信託口座の保全対象とはなりません。その間、一時的に金融機関にて保管をしています。従ってその間、保管先である金融機関及びカバー取引相手先の財務状況悪化等の信用リスクの結果として、弊社の財務状況に影響を及ぼす可能性があり、お客様は弊社の信用リスクを負います。
2. 本取引において、弊社はおお客様の未決済建玉をリスクヘッジの為にカバー取引相手先とカバー取引を行っています。カバー取引先の財務状況の悪化等により、カバー取引の実効性が確保できなくなる可能性があり、それにより弊社への財務状況へ影響を与える可能性があります。この場合にもお客様は弊社に対する信用リスクを負います。

【限月リスク】

限月商品CFD取引には最終取引日(限月)があります。最終取引日は、原資産の最終取引日等を参照し弊社が予め定めるものとします。又、最終取引日の終了時まで未決済建玉を保有された場合には、お客様の未決済建玉は弊社の定める清算価格にて自動的に反対売買され決済されます。又、反対売買による決済において損失が生じる可能性があります。

【相対取引に係るリスク】

弊社がお客様に提示する商品CFD価格は、海外の取引所に上場している商品先物価格及びスポット商品価格等を指標とし、その変動状況等を考慮して、弊社が独自に定めています。従って、弊社の提示する商品CFD価格は弊社独自のものであり、原資産価格と必ずしも同じではありません。又、取引所における取引とは異なり、弊社が直接お客様の相手方となる相対取引です。

【システム・通信リスク】

本取引において弊社がカバー取引の為に利用するシステム、あるいは弊社がお客様より注文を受付けるシステムについては、弊社、お客様、又は弊社カバー取引相手先等を結ぶ通信回線トラブル、その他のシステム上の問題等のため、本取引に係るサービスの一部若しくは全てを履行できないことがあります。

【レバレッジ効果によるリスク】

本取引では、預託すべき証拠金に比べてより大きい金額の商品 CFD 取引を行うこととなります。そのため証拠金の金額を上回る多額の利益を得る機会があると同時に多額の損失を被る可能性があります。

【自動決済(ロスカットルール)によるリスク】

弊社は本取引について、お客様の損失を抑制する目的でロスカットルールを設けています。お取引口座を常時モニタリングし、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、自動的に有効証拠金額が必要証拠金合計額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済(以下「ロスカット」といいます。)します。市場環境や商品 CFD 価格の急激な変動等により、ロスカット注文が執行されてもお客様の取引証拠金額の確保が保証されるものではありません。特に週末をまたぐ取引には、原資産価格のギャップ等による大きな価格変動が生じる可能性があります。この場合にも、預託された証拠金以上の損失が生じる可能性があります。

【証拠金・手数料・金利(日歩)の変更によるリスク】

証拠金、手数料、金利(日歩)は為替相場の状況、各国の金利動向等により、変更される場合があります。それに伴い自動決済(ロスカットルール)の水準が変動し、自動決済までの値幅が縮小する、又は、自動決済となる可能性があります。

【損失限定注文(逆指値注文)のリスク】

損失を限定することを目的とした逆指値注文であっても、商品CFD価格が一方向に急激に変動した場合や逆指値注文が週を越えて約定した場合には、指定した価格から大きく乖離して約定される場合があります。必ずしも損失を発注時に想定した額に留められるとは限りません。

【関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等によるリスク】

本取引に係る関連法令諸規則及び税制の制定若しくは変更等により、弊社が提供する商品CFD取引に関連するサービスの一部若しくは全てを変更、停止及び中止せざるをえない可能性があります。この場合、現状より不利な条件でのお取引となる可能性があります。

現時点で考えられるリスクを上記に開示いたしましたが、これが全てとは限りません。

1. 財産の管理方法について

弊社では、お客様よりお預かりした証拠金について、関連する法令に基づき区分管理を行っています。区分管理とは、お客様資産と弊社の業務上の運転資金を別口座で明確に区分保管し、両者が混同することがないように管理することをいいます。

(1) 証拠金の管理保管先

「証拠金口」と名称を付した又はそれと特定することができる国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金
信託業務を営む金融機関への金銭信託

(2) 証拠金の管理方法

お客様毎の証拠金を計算し、区分管理対象額を算出しています。

(3) 証拠金の保全

弊社は、上記(1)「証拠金口」と区分した国内金融機関の普通若しくは当座預金口座に預金する 信託保全対象額を金銭信託口座に維持する等の措置を講じていますが、弊社、上記証拠金預け先及びカバー取引相手先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の一部又は全てが返還されない等、お客様が損失を被る危険の全てを保護するものではありません。

(4) 信託保全

弊社はお客様からお預かりした資産を保全することを目的として、三井住友銀行と信託契約を締結し、信託保全対象額を信託口座にて区分管理しています。

【信託保全の対象】

信託保全の対象は、弊社の定める特定の期間における取引について、ある時点を基準として算出した有効証拠金の金額(信託保全対象額)となります。

弊社では、上記の計算により「信託保全対象額」を確定し、一週間に一度、当該金額を信託口座内に保全します。

信託保全した財産は、弊社が万が一経営破綻した場合にも、債権者が強制執行・仮差押・仮処分等ができないことになっています。従って弊社に支払停止、破綻等の事由が生じた場合にも、信託保全された信託保全対象額は、三井住友銀行から信託管理人を通じて、清算時のお客様毎の有効証拠金を基準としてお客様に確実に返還されます。又、受託信託銀行が破綻した場合にも、受託信託銀行の固有の財産とは区分されるため、信託保全対象額は保全されます。

弊社に支払停止等が発生した場合、お客様の信託保全対象額は以下の手順でお客様に返還されます。

弊社に支払停止等が発生



三井住友銀行から信託管理人へ、その時点で信託保全されている信託保全対象額を返還



信託管理人による有効資金の算出 お客様の本人確認等を行います。



本人確認を行った後、信託管理人からお客様へ、お客様毎の信託保全対象額を返還します。

【注意事項】

本信託保全はお客様からお預かりした円資産を保全対象としています。

本信託保全は、お取引の元本を保証するものではありません。商品 CFD 価格の急激な変動によっては、お客様の元本を超える損失が発生する可能性があります。

本信託は日々リアルタイムに行われるものではありません。従ってお客様が弊社に預託した時点から信託保全が行われるまでのタイムラグによる与信リスクが生じます。従ってお客様が弊社に預託された時点の有効証拠金とお客様に返還される信託保全対象額は一致しない場合があります。

弊社に万が一の事態が発生した場合、その時点の有効証拠金を上限として信託管理人からお客様に円資産が返還されます。

その際、犯罪収益移転防止法に基づく本人確認手続きが必要となります。従ってお客様の個人情報を信託管理人及び信託保全先の三井住友銀行に提供することがあります。

信託保全先の三井住友銀行は、お客様の信託財産の返還を保証するものではありません。又、信託管理人の運営及び管理の責任を一切負うものではありません。

2. お取引の概要

本取引は、取引所を介さず、お客様と弊社が相対取引(OTC)により弊社が提示する商品 CFD 価格で証拠金取引により売買を行うものです。取引対象商品は、金、銀等、現物市場の貴金属をはじめ、海外の取引所に上場される原油等のエネルギー、銅等の金属及び大豆、とうもろこし、小麦等の穀物であり、弊社が従来から取扱う店頭外国為替証拠金取引のように利用し易い取引仕様です。又、円決済取引口座による日本円一元管理が可能で、利便性が高くなっています。この商品 CFD 取引には、「スポット商品 CFD 取引」と「限月 CFD 取引」の 2 種類があります。

【スポット商品 CFD 取引】

現物価格を参考にして、弊社が提示する商品 CFD 価格をお客様との間で売買する相対取引です。スポット金及びスポット銀の場合、お客様が当日営業日以内に決済されない場合、翌営業日開始時にお持ちの未決済建玉の決済日は自動的に 1 営業日延長されます。その延長の期限はありません。延長される際に、売建玉をお持ちのお客様は 1 日ごとの計算で、延長される決済日の日数分の受取り金利(日歩)が発生し、逆に買建玉をお持ちのお客様には支払い金利(日歩)が発生します。ただし、金利環境の変化等により、売建玉にもかかわらず金利(日歩)が受け取れない場合、あるいは支払いが発生する場合があります。

【限月商品 CFD 取引】

海外の取引所に上場されている原油や穀物等の商品先物価格等を参考にして、弊社が提示する商品 CFD 価格をお客様との間で売買する相対取引です。この限月商品 CFD 取引は、金利(日歩)が発生しません。又、参照原資産の限月、最終取引日等を勘案して弊社が定めるそれぞれの限月及び最終取引日が設定されています。お客様が最終取引日までに決済しなかった場合、取引最終時間をもって弊社が定める清算価格により強制的に反対売買により決済されます。

最終取引日には、新規建玉取引は行えません。決済のみのお取引となります。

(1) 取引の形態

本取引は、お客様と弊社の相対取引(OTC)です。

(2) 取扱商品、参照原市場、種類(限月)及びスプレッド

取扱商品は、スポット金、スポット銀、原油、小麦、大豆、コーン、銅です。但し、取扱商品については、弊社が追加又は変更する場合があります。本取引において、弊社は Bid(お客様の売りレート)と Ask(お客様の買いレート)を同時に提示しています。Bid と Ask の間には、スプレッド(価格差)があり、Ask は常に Bid よりも高く設定されています。但し、スプレッドは相場状況又は相場の変動や流動性の影響により拡大することがあります。参照原市場、種類(限月)及びスプレッドは、以下通りです。

(平成 22 年 3 月 10 日現在)

取扱商品	参照原市場	種類(限月)	スプレッド
スポット金	現物市場	スポット商品 CFD 取引(なし)	40 Cent(4ticks)
スポット銀	現物市場	スポット商品 CFD 取引(なし)	4 Cent(4ticks)
原油	NYMEX	限月商品 CFD(毎月)	5 Cent(5ticks)
小麦	CBOT	限月商品 CFD(3、5、7、9、12 月)	1.5 Cent(6ticks)
大豆	CBOT	限月商品 CFD(1、3、5、7、8、9、11 月)	1.5 Cent(6ticks)
コーン	CBOT	限月商品 CFD(3、5、7、9、12 月)	1.5 Cent(6ticks)
銅	COMEX	限月商品 CFD(3、5、7、9、12 月)	0.5 Cent(10ticks)

(3) 営業日及び取引時間

本取引の営業日は、原則として土曜日、日曜日、元旦、参照原市場の休場日及びカバー取引先金融機関の休業日を除く平日となります。但し、システムメンテナンスやカバー取引の点から、以下の通り取扱商品毎に取引休止時間があります。又、特別に休業日を設ける場合や取引時間を変更する場合には、別途ご連絡させていただきます。

[通常]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 土曜日 06:00	火曜日から金曜日 07:00 ~ 07:02
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 土曜日 06:00	火曜日から金曜日 07:00 ~ 07:02
原油	月曜日 09:00 ~ 土曜日 04:30	月曜日から金曜日 22:55 ~ 23:05、火曜日から金曜日 04:30 ~ 08:00
小麦	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
大豆	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
コーン	月曜日 09:02 ~ 土曜日 04:14	月曜日から土曜日 21:00 ~ 00:30、火曜日から金曜日 04:14 ~ 09:02
銅	月曜日 10:00 ~ 土曜日 03:00	月曜日から金曜日 22:10 ~ 22:20、火曜日から金曜日 07:00 ~ 08:00

[サマータイム]

取扱商品	取引時間	取引休止時間
スポット金	月曜日 08:00 ~ 土曜日 05:00	火曜日から金曜日 06:00 ~ 06:02
スポット銀	月曜日 08:00 ~ 土曜日 05:00	火曜日から金曜日 06:00 ~ 06:02
原油	月曜日 08:00 ~ 土曜日 03:30	月曜日から金曜日 21:55 ~ 22:05、火曜日から金曜日 03:30 ~ 07:00
小麦	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
大豆	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
コーン	月曜日 08:02 ~ 土曜日 03:14	月曜日から金曜日 20:00 ~ 23:30、火曜日から金曜日 03:14 ~ 08:02
銅	月曜日 10:00 ~ 土曜日 02:00	月曜日から金曜日 21:10 ~ 21:20、火曜日から金曜日 06:00 ~ 07:00

(4) 呼値、呼値の単位、最小取引単位及び必要証拠金

商品 CFD 価格若しくはレバレッジの変動等の理由により、弊社が必要と判断した場合には、必要証拠金額を変更する場合があります。又、現在は一定額での必要証拠金ですが、弊社が必要と判断した場合には、比率による必要証拠金額を設定する可能性があります。

(平成 22 年 3 月 10 日現在)

取扱商品	呼値の単位	呼値の価値	最小取引単位(1 ロット)	必要証拠金
スポット金	1 トロイオンス (toz)	0.1 ドル(\$)	10 トロイオンス (toz)	40,000 円
スポット銀	1 トロイオンス (toz)	0.01 ドル(\$)	500 トロイオンス (toz)	30,000 円
原油	1 バレル (bbl)	0.01 ドル(\$)	100 バレル (bbl)	80,000 円
小麦	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)	500 ブッシェル (bu)	25,000 円
大豆	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)	500 ブッシェル (bu)	35,000 円
コーン	1 ブッシェル (bu)	0.25 セント(¢)	500 ブッシェル (bu)	20,000 円
銅	1 ポンド (lb)	0.05 セント(¢)	2,500 ポンド (lb)	100,000 円

(5) 取引方法

お取引は、インターネット注文によります。全ての取扱商品について、1 回に注文できる数量は、1,000 ロットを上限とします。

(6) 取引手数料

新規注文及び決済注文ともに無料です。但し、お客様の事情により、電話注文をした場合は、1 ロットあたり別途 1,000 円の電話注文手数料がかかります。

(7) 建玉制限

お客様が保有できる未決済建玉については、法律等の施行・改正等があった場合、あるいは建玉制限が必要であると弊社が判断した場合、新規注文の停止や反対売買により未決済建玉を強制的に決済するなどの制限をさせていただく場合があります。

(8) 注文期限

当日有効 (Daily)、週末まで有効 (GTF) 及びキャンセルするまで有効 (GTC) の 3 種類です。

取扱商品によっては、注文が有効期間内であっても、取引休止時間の間は、注文は執行されません。

[当日有効]

	月曜日から木曜日	金曜日
通常	翌日の午前 7 時まで有効	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	翌日の午前 6 時まで有効	土曜日の午前 5 時まで有効

[週末まで有効]

通常	土曜日の午前 6 時まで有効
サマータイム	土曜日の午前 5 時まで有効

(9) 取引注文の種類

・ 成行注文 (Market Order)

売買価格を指示せず、取引対象商品、売買の別、数量のみを指定して注文を発注し、その時の商品 CFD 価格で即時に注文を成立させる注文方法。

・ 指値注文 (Limit Order)

注文時点よりも、有利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。

* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品

CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。

・ 逆指値注文(Stop Order)

注文時点よりも、不利な取引価格を指定して取引を成立させる注文方法。

* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)s 以上離れている必要があります。

・ OCO 注文(One Cancel the Other)

価格がどちらかの方向に振れる際に、(予め利益や損失を確定することを目的として)同時に 2 つの注文を出し、一方の注文が約定したら自動的にもう一方の注文が取消される注文方法。

* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上、また 2 つの注文の間が 40 ポイント(40ticks)以上離れている必要があります。

・ IF - DONE 注文、IF - DONE OCO 注文

新規注文が約定した場合にその未決済建玉に対する決済注文を同時に出す注文方法。決済注文は、新規注文の約定後、自動的に発注され、利益を確定させる注文若しくは損失を限定させる逆指値注文のどちらか一方又は両方を出します。新規注文が指値に達しない場合、注文は成立しません。又、新規注文が成立しても、決済注文が指値に達しない場合、決済注文は成立しません。

* 現在の商品 CFD 価格より 10 ポイント(10ticks)以上、かつ、二つの注文の間が 20 ポイント(20ticks)以上離れている必要があります。但し、「スポット金」については、現在の商品 CFD 価格より 20 ポイント(20ticks)以上、また 2 つの注文の間が 40 ポイント(40ticks)以上離れている必要があります。

(10) 金利(日歩)の発生

スポット商品 CFD 取引では、当日の未決済建玉を翌営業日に持ち越す(ロール・オーバー)毎に金利(日歩)の受払いが生じます。経済情勢の変化や金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて、弊社は金利(日歩)を日々見直し、変更することができます。

(11) アラート通知(危険水準通知)とロスカットルール(自動決済)

弊社は、お客様ご自身がリスク管理を行う際に、本取引による損失額の限定を目的として、アラート通知とロスカットルールを導入しています。

・ アラート通知

アラート通知は、有効証拠金額が必要証拠金額のそれぞれ 100%、80%、65%を下回った時点でお客様に送られます。なお、急激な価格変動により、アラート通知を待たずに自動決済が行われる場合があります。

・ ロスカットルール

弊社はお客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金合計額に対して 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金合計額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します(自動決済(ロスカットルール))。その際に決済される未決済建玉は取扱商品の種類に関係なく、直近に建てられた未決済建玉から決済します。市場環境や商品 CFD 価格の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 50%がお取引口座に残らないことがあります。特に週末をまたぐ取引には、原資産価格から大きく乖離した価格変動が生じる可能性があり、この場合、預託された取引証拠金以上の損失が生じるリスクがあります。

(12) ユーザーID、パスワード及びサービスピンの管理

お客様が本取引を行う際に必要となるユーザーID、パスワード及びサービスピンの管理には十分なご配慮をお願いいたします。お客様に帰す理由により第三者にユーザーID、パスワード及びサービスピンが漏洩したことに起因する全ての責任は、お客様に帰属するものとします。

(13) 証拠金を預託し、その返還を受ける方法は次の通りです。

・ 証拠金の預託は、弊社名義の金融機関口座への入金を弊社が確認し、お取引口座への反映処理が完了した時点をもってお客様のお取引口座の現金残高とします。なお、入金にかかる振込手数料は、お客様の負担となります。

・ 証拠金の返還は、弊社が日本の銀行営業日の午後 1:00 までにお客様からの出金要請を受理した場合には、当該受理した日から日本の 4 銀行営業日以内(原則翌銀行営業日)にお客様が指定するお客様名義の金融機関口座宛に振込むことにより行います。午後 1:00 を過ぎた場合は、さらにその 1 銀行営業日後となります。なお、出金にかかる送金手数料等は、日本円の国内送金は弊社負担とします。(但し、1 ヶ月につき 1 回まで弊社負担とし、2 回目以降はお客様負担となります。)又、日本円の海外送金に関する送金手数料等については、お客様負担となります。

(14) 本取引の税金について

本取引の売買差損益金(反対売買による差損益)は、個人名義の取引口座の場合は雑所得となり、総合課税の対象となります。確定した売買差損益金が年間通算(1月1日から12月31日)して利益の場合には、当該総利益金額から必要諸経費を控除した金額

が課税対象となります。

お客様が年間所得 2,000 万円以下の給与所得者で売買差損益金の利益の合計額が年間 20 万円を超えない場合には、申告する必要はありません。雑所得は他の所得と損益通算できません。税額は他の所得と合算した総所得により計算されますので、お客様の所得水準により税率が異なります。取引損金を翌年以降の雑所得と相殺する繰越控除の適用はありません。詳しくは国税庁 HP (ホームページ) をご覧ください。

3. お取引の手続きについて

お客様が本取引を行う際のお手続きの概要は、次の通りです。

(1) お取引の開始

・本説明書及び CFD 取引約款の交付

本説明書及び CFD 取引約款をよくお読み頂き、本取引の概要やリスクについて十分ご理解の上、ご自身の判断と責任においてお取引を行う旨の確認書をご提出ください。

但し、インターネット上で当該リスク等について確認した場合には、確認書の提出は必要ありません。

・本取引口座の設定

お取引の開始にあたっては、予め弊社に本取引口座の「口座開設申込書」を差し入れ、本取引口座を開設していただきます。その際本人確認書類を提示していただきます。なお、口座を開設するには、一定の投資経験、知識、資力等が必要となりますので、弊社の定める口座開設審査基準を満たさない場合には、お取引口座を開設することができないことがあります。

(2) 注文の指示事項

お取引をするときは、弊社の取引時間内に、次の事項を正確に指示してください。

取引商品の種類

売り又は買いの区別

新規又は決済 (反対売買) の区別

売買注文の数量

成行、指値・逆指値又はその他注文種類の区別 (指値・逆指値又はその他注文の場合には指定値段及び売買注文の有効期限の指示)

その他、特に弊社が定める事項

(3) 取引証拠金の差入れ

お取引の注文をするときには、弊社に所定の証拠金を差入れていただきます。なお、弊社は、証拠金を受入れたときには、お客様に受領書を交付します。

(4) お取引の決済

スポット商品 CFD 取引の決済方法は、未決済建玉を反対売買する差金決済方式のみです。

限月商品 CFD 取引の決済方法は、未決済建玉を反対売買により決済する方法と、最終取引日まで反対売買を行わず、建玉価格と最終決済価格との差額によって損益を清算する方法があります。

又、未決済建玉を反対売買により決済する方法には、未決済建玉を指定して決済する方法と、指定せずに決済する方法があります。指定しない場合は、約定日時の新しい未決済建玉から順に決済されます。

(5) 注文成立時の報告

お取引の注文が成立したときには、弊社は成立したお取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(6) 取引残高、建玉及び証拠金等の報告

弊社は、お取引状況をご確認いただくため、少なくとも四半期毎、当該対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済取引の残高等を記載した取引残高報告書を作成して、お客様に交付します。

(7) 決済期限

限月商品 CFD 取引には、各取引所に上場されている参照原資産の最終取引日等を勘案して弊社が設定した最終取引日があります。スポット商品 CFD 取引には、決済期限はありません。

(8) 取引口座の解約

本取引口座の解約をされる場合は、info@isec.jp 又は、弊社フリーダイヤル(0120-849-188)まで本取引口座解約の旨をご連絡ください。担当部署よりお客様の登録住所宛に所定の「口座解約届」を郵送いたします。必要事項を記入し、届出印を捺印後、弊社宛にご返送ください。記入内容を確認後、取引口座解約の手続きをいたします。

(9)その他

弊社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認の上、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかに弊社の担当部署若しくは取扱責任者に直接ご照会ください。

本取引の仕組み、取引の手続き等について、詳しくは弊社にお尋ねください。

【商品 CFD 取引等に関する弊社における禁止行為】

金融商品取引業者(弊社)は、金融商品取引法により、お客様を相手方とした取引、又はお客様のために取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為(以下「商品 CFD 取引行為」といいます。)に関して、次のような行為が禁止されています。

1. 商品 CFD 取引契約(お客様を相手方とし、又はお客様のために取引行為を行うことを内容とする契約をいいます。以下同じ。)の締結又はその勧誘に関して、お客様に対し虚偽のことを告げる行為
2. お客様に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
3. 商品 CFD 取引契約の締結の勧誘を承諾されなかったにも拘らず、再度お客様に対し、訪問又は電話をかけて商品 CFD 取引契約の締結の勧誘をする行為
4. 商品 CFD 取引契約の締結につき、その勧誘に先立って、お客様に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしていないで勧誘する行為
5. 商品 CFD 取引契約の締結につき、お客様が予め当該商品 CFD 取引契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。以下同じ。)を表示したにもかかわらず、当該勧誘をする行為又は勧誘を受けたお客様が当該商品 CFD 取引契約を締結しない旨の意思を表示したにもかかわらず、当該勧誘行為を継続する行為
6. 商品 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、お客様に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為
7. 商品 CFD 取引について、お客様に損失が生ずることになり、又は予め定めた額の利益が生じないこととなった場合には自己又は第三者がその全部若しくは一部を補てんし、又は補足するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申込みせ、若しくは約束させる行為
8. 商品 CFD 取引について、自己又は第三者がお客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため当該お客様又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該お客様又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申込みせ、若しくは約束させる行為
9. 商品 CFD 取引について、お客様の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はお客様の利益に追加するため、当該お客様又は第三者に対し、財産上の利益を提供し又は第三者に提供させる行為
10. 本説明書の交付に際し、本説明書の内容について、お客様の知識、経験、財産の状況及び商品 CFD 取引契約を締結する目的に照らして当該お客様に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないこと
11. 商品 CFD 取引契約の締結又はその勧誘に関して、重要な事項につき誤解を生じさせるような表示をする行為
12. 商品 CFD 取引契約につき、お客様若しくはその指定した者に対し、特別の利益の提供を約し、又はお客様若しくは第三者に対し特別の利益を提供する行為(第三者をして特別の利益の提供を約させ、又はこれを提供させる行為を含む。)
13. 商品 CFD 取引契約の締結又は解約に関し、偽計を用い、又は暴行若しくは脅迫をする行為
14. 商品 CFD 取引契約に基づく商品 CFD 取引行為をすること、あるいはその他の当該商品 CFD 取引契約に基づく債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させる行為
15. 商品 CFD 取引契約に基づくお客様の計算に属する金銭その他の財産又は証拠金その他の保証金を虚偽の相場を利用することその他不正の手段により取得する行為
16. 商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する目的があることをお客様に予め明示しないで当該お客様を集めて当該商品 CFD 取引契約の締結を勧誘する行為
17. 予めお客様の同意を得ずに、当該お客様の計算により商品 CFD 取引をする行為
18. 個人である金融商品取引業者又は金融商品取引業者の役員(役員が法人である時は、その職務を行うべき社員を含む。)若しくは使用人が、自己の職務上の地位を利用して、お客様の商品 CFD 取引に係る注文の動向その他職務上知り得た特別の情報に基づいて、又は専ら投機的利益の追求を目的として商品 CFD 取引をする行為

19. 商品CFD取引行為につき、お客様から資金総額について同意を得た上で、売買の別、取引商品の組み合わせ、数量及び価格のうち同意が得られないものについては、一定の事実が発生した場合に電子計算機による処理その他の予め定められた方式に従った処理により決定され、金融商品取引業者がこれらに従って取引を執行することを内容とする契約を締結する場合において、当該契約を書面により締結しない行為(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により締結する場合を除く。)
20. 商品CFD取引につき、お客様に対し、当該お客様が行う商品CFD取引の売付又は買付と対当する取引(これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。)の勧誘その他これに類似する行為をすること

【その他】

1. 別添にある弊社「個人情報保護宣言」をご一読いただいた上、同方針に従い弊社がお客様の個人情報を取扱うことにご同意願います。
2. 別添にある弊社「勧誘方針」をご一読願います。

【弊社の概要について】

弊社の概要は次の通りです。

商号	あい証券株式会社
加入協会	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会
設立	平成17年6月15日
代表取締役	黎 瑞芬(ライ・スイファン・クラリス) 加藤 丈典
本店所在地	〒106-6007 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階
資本金	6億円(平成22年3月10日現在)
事業内容	店頭外国為替証拠金取引業務 店頭証券派生商品CFD取引業務 店頭商品派生商品CFD取引業務
登録番号	関東財務局長(金商)第236号 第一種金融商品取引業
お客様相談窓口	コンプライアンス部 TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 (受付時間 平日午前9:00~午後6:00) E-mail: info@isec.jp

本取引に関するお問合せは、上記の連絡先で承ります。

平成22年7月 作成・施行
平成22年3月10日 改定

【商品 CFD 取引に関する主要用語】

商品 CFD 取引(Contract For Difference)

取引所を介さず、お客様と弊社が相対取引によって、様々な商品を証拠金取引により行うものです。本取引は取引証拠金を預託して、転売又は買戻しを行うことにより現物の受渡を行うことなく取引損益金の差額を決済する「差金決済取引(Contract For Difference)」です。

相対取引(Over The Counter) (= 店頭取引)

取引所などを介さず、当事者間で売買を成立させることをいいます。取引価格も、取引方法も、当事者同士の交渉によって決まります。

アスク(Ask)

弊社が提示する売値をいいます。反対に、お客様はその価格が買値となります。

売建玉 (= ショートポジション)

新規の売り注文が約定した後、未決済のものをいいます。

買建玉 (= ロングポジション)

新規の買い注文が約定した後、未決済のものをいいます。

カバー取引

弊社がお客様を相手方としておこなう商品 CFD 取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、弊社が市場又は他の金融取引業者等を相手方として行う取引をいいます。

金融商品取引業者

金融商品取引を取扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

金利(日歩)

スポット商品 CFD 取引のみに発生する金利環境等を参考として弊社の定める金利(日歩)をいいます。

限月取引

取引に期限(最終取引日)のある取引をいいます。

証拠金

お客様が弊社と取引を行う上で生じる一切の債務を担保するために必要な保証金のことをいいます。証拠金はお客様による入出金のほか、売買損益の発生、諸手数料の発生等により変動します。

必要証拠金

お客様が新規の売買注文を発注するために必要となる証拠金額をいいます。

スプレッド(Spread)

Bid(ビッド)と Ask(アスク)の差、売値と買値の差のことをいいます。

建玉(Position)

新規に買い付け又は売り付けた後、未決済のものをいいます。

ティック(Tick)

各取扱商品の最小価格変動単位をいいます。

デリバティブ取引

価格が取引対象の価値(数値)によって派生的に決まる商品の取引をいいます。CFD 取引、先物取引及びオプション取引等があります。

トロイオンス(Troy Ounce)

1トロイオンスは 31.1035 グラム。貴金属(金や銀)の価格設定において単位として用いられます。

値洗い(Mark to Market)

未決済建玉を評価レートにより円建てで時価評価することをいいます。

値洗い損益

値洗いにより算出した未決済建玉に係る評価損益のことをいいます。

バレル(Barrel)

1バレルは約 159 リットルで、42 米液量ガロン(石油用)。原油の計量に用いられる質量単位をいいます。

ブッシェル(bushel)

約 35 リットルに入れる質量。計る穀物によって質量は異なる。大豆は約 27Kg、コーン約 25.4Kg。

ポンド(Pound)

1ポンドは約 453 グラム。商品 CFD 取引において、銅の取引単位として使用されます。

ビッド(Bid)

弊社が提示する買値をいいます。反対に、お客様はその価格が売値となります。

レバレッジ(Leverage)

テコの原理のことをいいます。レバレッジを効かせることにより、小額の資金でより大きな資金の取引ができます。

ロール・オーバー(Roll-Over)

金融商品市場において、同一営業日中に反対売買が行われなかった建玉を翌営業日に繰り延べることをいいます。

ロスカットルール(Loss Cut Rule)

弊社が、お客様のお取引口座を常時モニタリングし、お取引口座の有効証拠金額が必要証拠金額に対して 50%を下回った場合、お客様からの指示によらず、お客様の有効証拠金額が必要証拠金額の 50%を回復するまで、お客様の未決済建玉の一部若しくは全てを反対売買により決済します。その場合に決済される未決済建玉は商品の種類に関係なく、直前に建てられた未決済建玉から決済します。市場環境や商品 CFD 価格の急激な変動等により、結果として必要証拠金合計額の 50%がお取引口座に残らないことがあります。特に週末をまたぐ取引には、現資産価格からの乖離等による大きな価格変動が生じる可能性があり、この場合、預託された取引証拠金以上の損失が生じるリスクがあります。

あい証券株式会社(i SECURITIES Co., Ltd.)

〒106-6007 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 泉ガーデンタワー7 階

TEL:03-3568-5088 FAX:03-3568-5099 E-mail:info@isec.jp